

## 自己資本の充実の状況等について

### 1. 自己資本の構成に関する事項

#### (1) 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成18年度の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からの出資金（補完的項目では一般貸倒引当金）が該当します。

#### (2) 自己資本の構成状況

<単体自己資本比率>

(単位：百万円)

項 目		平成18年3月期	平成19年3月期
( 自 己 資 本 )			
出資金		202	209
利益準備金		202	209
特別積立金		5,165	5,170
次期繰越金		492	539
その他有価証券の評価差損 (△)		88	115
〔基本的項目〕計 (A)		5,974	6,013
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		—	—
一般貸倒引当金		207	45
負債性資本調達手段等		—	—
補完的項目不算入額 (△)		—	—
〔補完的項目〕計 (B)		207	45
自己資本総額 [ (A) + (B) ] (C)		6,181	6,058
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		632	632
控除項目不算入額 (△)		632	632
〔控除項目〕計 (D)		—	—
自己資本額 [ (C) - (D) ] (E)		6,181	6,058
(リスク・アセット等)			
資産 (オン・バランス項目)		34,013	29,018
オフ・バランス取引項目		339	566
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		—	2,728
リスク・アセット等計 (F)		34,353	32,313
単体Tier1比率 (A/F)		17.39%	18.61%
単体自己資本比率 (E/F)		17.99%	18.75%

(注) 自己資本比率は、平成19年3月期は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。また、平成18年3月期は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第62号)に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。